

○八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領

平成30年12月25日

八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領(平成21年4月1日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第163条(前金払)に基づく同令附則第7条及び八戸圏域水道企業団財務規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第23号。以下「財務規程」という。)第53条(公共工事の前金払)の規定に基づき、公共工事の受注者に対して請負代金額又は委託料の一部を前払いすることにより、公共工事の適正かつ円滑な履行に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に掲げる建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務委託 測量又は工事の設計及び調査に係る委託をいう。
- (3) 公共工事 工事及び建設関連業務委託をいう。

(前金払の対象となる契約)

第3条 前金払は、請負代金額又は委託料が500万円以上の契約に限り、行うことができる。

2 企業長は、前金払の対象となる契約を落札した者に対し、前金払対象工事通知書(別記様式第1号)により通知する。

(前金払の支払限度額)

第4条 前金払は、次の各号に定める金額の範囲内でこれを行うことができる。

- (1) 工事にあつては請負代金額の10分の4以内の額
 - (2) 建設関連業務委託にあつては委託料の10分の3以内の額
- 2 工事で次の各号に掲げる要件のすべてに該当するときは、既に支払われた前払金に追加して前金払を行うことができる。
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 財務規程第214条の規定による部分払を受注者が請求していないこと。
- 3 前項に規定する前金払(以下「中間前金払」という。)の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、既に支払われた前払金との合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

る。

(前金払の請求及び支払)

第5条 前金払及び中間前金払は、受注者の請求により行う。

- 2 前項の請求は、前金払申請書(別記様式第2号)により行うものとする。この場合において、前金払申請書には、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期又は履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した旨の保証証書を添付することを要する。
- 3 前金払(中間前金払を除く。)に係る前項の請求は、契約締結の日から40日以内に行わなければならない。
- 4 中間前金払を受けようとする受注者は、第1項の請求をする前に、次条に規定する中間前金払に係る認定を受けなければならない。
- 5 発注者は、第1項の請求があった日から14日以内に保証証書に記載された預託銀行に振り込む方法により支払うものとする。

(中間前金払に係る認定)

第6条 中間前金払に係る認定を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書(別記様式第3号)に工事履行報告書(別記様式第4号)を添えて、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、提出書類に基づき第4条第2項各号に規定する要件を満たしているか否かを速やかに調査するものとする。
- 3 発注者は、第4条第2項に規定する中間前金払の要件のうち、同項第3号の認定については、工事履行報告書の出来高の率に請負代金額を乗じて得た額により、同号の認定をすることができるものとする。
- 4 発注者は、第2項の調査において当該請求が要件を満たしていると認めるときは、中間前金払認定調書(別記様式第5号)によって受注者に通知するものとする。
- 5 前項の通知は、当該請求を受理した日から7日以内に行うものとする。ただし、特別な事情があり期間内に通知ができない場合にあっては、当該期間を延長することができるものとする。

(前払金の使途)

第7条 第5条の規定により支払われた前払金及び中間前払金は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費に充当しなければならない。

- (1) 工事請負契約 当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
- (2) 建設関連業務委託契約 当該測量、設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入

費(当該測量、設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(前払金の増額又は減額)

第8条 前払金の支払後、設計変更その他の事由により請負代金額又は委託料を著しく増額した場合は、増額後の請負代金額又は委託料について第4条第1項の規定により計算して得られる前払金の支払限度額(中間前金払を行っているときは、増額後の請負代金額に対し同項第1号に規定する割合により算出した前払金の額及び増額後の請負代金額に対し同条第3項に規定する割合により算出した中間前払金の合計額)から既に支払った前払金の額を控除して得た額の範囲内で前金払を行うことができる。

2 前払金の支払後、設計変更その他の事由により請負代金額又は委託料を著しく減額した場合は、既に支払った前払金の額が、工事にあつては減額後の請負代金額の10分の5(中間前金払を行っているときは10分の6)を、建設関連業務委託にあつては減額後の委託料の10分の4を超えるときは、請負代金額又は委託料を減額した日から30日以内に当該超過額を返還させるものとする。ただし、その額が100万円を超えないときは、この限りでない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、受注者との協議により返還させるべき額を減額することができる。ただし、請負代金額又は委託料が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

4 第2項に定める期間内に超過額を返還しないときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第9条 受注者は、同一の契約において、中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次条及び第11条に規定する年度を越えて施工する必要がある工事の場合においては、各年度末の部分払に限り、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

(債務負担行為又は継続費に係る特例)

第10条 債務負担行為又は継続費により工事期間又は委託期間が複数の年度にわたる場合の前払金及び中間前金払については、各年度の支払限度額に対しそれぞれ第4条の割合を適用するものとし、第3条及び第8条第1項から第3項中「請負代金額又は委託料」とあるのは「当該年度における支払限度額」と、第4条、第8条第1項及び第2項中「請負代金額」とあり、並びに

第4条第1項第2号及び第8条第2項中「委託料」とあるのは「当該年度における支払限度額」と、第5条第2項中「契約書記載の工事完成の時期又は履行期限」とあるのは「最終の年度にあっては契約書記載の工事完成の時期又は履行期限、その他の年度にあっては各年度末」と、第4条第2項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該年度における工事実施期間」と、第4条第2項第2号及び第3号中「当該工事」とあるのは「当該年度における工事」と、第5条第3項中「契約締結の日」とあるのは「最初の年度にあっては契約締結の日、その他の年度にあっては各年度の開始日」と読み替えて行うものとする。

(繰越工事の特例)

第11条 中間前金払を行った工事において、受注者の責めに帰すことができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、当該年度末の工事出来高が3分の2以上の場合は、部分払を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領の規定は、平成31年4月1日以後に公告又は指名通知書により通知を行う公共工事について適用し、同日前に公告又は指名通知書により通知を行った公共工事については、なお従前の例による。
- 3 当分の間、第7条第1号の規定にかかわらず、第5条の規定により支払われた第7条第1号に掲げる契約に係る第4条第1項第1号の前払金は、第7条第1号に定める経費のほか、その支払われた前払金の100分の25に相当する額を限度として、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施行に要する経費に充当することができる。

別記様式第1号(第3条関係)

八水契第 号
年 月 日

_____様

八戸圏域水道企業団
企業長 (公印省略)

前金払対象工事通知書

貴社が落札した工事については、八戸圏域水道企業団前払金制度実施要領に基づき、前金払対象工事となりますので、通知します。

つきましては、下記のとおり取扱いますので、事業に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 契約件名 第 号

2 場 所

3 契約金額 ¥ _____ 円也

4 前払金額 上記の 40% 30% _____ 円以内

5 請求期限 契約日より40日以内

6 条 件

- 請求期限を経過して請求された前払金はお支払いしない。
- 前払金は、当該対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該対象工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に限り支出するものとし、これらの経費以外の支出に充ててはならない。
- 企業長は、受注者が前払金を前号に規定する経費以外に支出したと認められた場合は、当該前払金の全部又は一部を当該受注者から返還させることができる。

7 必要書類 (1) 契約書

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書

(3) 前金払申請書

(4) 前金払に係る請求書

8 提出先 管財出納課 経理グループ(70-7080)

別記様式第2号(第5条関係)

管財出納 課長	課長補佐	グループ リーダー	課員	課

前金払申請書 (□前金払・□中間前金払)

(あて先)八戸圏域水道企業団企業長 申請 年 月 日 住 所 受注者 商号又は名称 代表者 氏名 印 貴企業団と工事請負契約(委託契約)を締結した下記の前金払の対象工事(委託)について、 年 月 日に保証事業会社との間に貴企業団を被保証者とする保証契約を締結したので前金払を 申請します。	
番 号	八水契第 号
件 名	
場 所	
工事期間等	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額等	円 契約年月日 年 月 日
前金払申請額	円

※ 太枠の中をご記入ください。

添付書類 保証書 1部 請求書 1部

口座振替受領申出書(前払金専用口座) 1部

企業団記入欄

予 算 科 目	請負代金額等	前 払 金	残 額
合 計			
受理年月日	年 月 日	支払期限	年 月 日

中間前金払認定請求書

年 月 日

(あて先) 八戸圏域水道企業団企業長

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名 印

下記の工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

番 号	八水契 第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日
請負代金額	円 (既受領前払金 円)
摘 要	

注1 工事履行報告書(別記第4号様式)を添付し、工事担当課(監督職員)に提出すること。

注2 債務負担行為又は継続費に係る契約においては、摘要欄に請求年度を記入すること。

別記様式第4号(第6条関係)

工事履行報告書

受注者名：

年 月 日現在

番号	八水契 第 号		
工事名			
工期	年 月 日 から 年 月 日		
月別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備考
備考			

注1 工事量による進捗率とする。

注2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やすこと。

現場代理人	主任(監理)技術者

別記様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

八戸圏域水道企業団企業長 印

中間前金払認定調書

下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

番 号	八水契 第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日
請負代金額	円
摘 要	1 工期の2分の1を経過している。 2 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われている。 3 出来高が2分の1以上ある。